

# 平成 30 年度さいたま市文化財保護審議会 ー第 1 回ー 議事録

**1 日 時** 平成 30 年 5 月 31 日(木) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで

**2 場 所** さいたま市役所西会議棟第 5 会議室

**3 出席者** 委 員：田代脩会長、老川慶喜委員、岡本東三委員、小野寺節子委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員、茂木栄委員

(欠席：小茂田美保委員、西口由子委員、渡辺洋子委員)

事務局：青木文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、澤柳課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、内田主査、上島主事)

## 4 議 事

### (1) 諮問事項

第 1 号 「普門院のチリメンカエデ」の指定解除について

### (2) 継続審議事項

第 3 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて

### (3) 報告事項

第 1 号 平成 30 年度文化財保護及び保存事業の概要について

**5 公開・非公開の別** 公開

**6 傍聴人の数** 0 人

**7 審議内容** 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 29 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成 30 年度第 1 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

## (2) 諮問事項

### ア 平成 30 年度指定解除文化財について

第 1 号「普門院のチリメンカエデ」の指定解除の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・平成 29 年実施の天然記念物定期調査の段階でほぼ立ち枯れ状態。
- ・ここ数年関東一円で猛威を振るった虫害の被害を受けたことが立ち枯れの原因と考える。
- ・今年に入っても状況は変わらず指定解除について今回諮問する。

このことについて、担当委員から以下の補足説明があった。

- ・昨年定期調査のあと、所有者に土壌改良や薬の散布等を実施してもらったが、状況は好転しなかった。これ以上回復の見込みはないと考え、指定解除もやむを得ないと判断する。
- ・このことについて、倒壊等の危険がないか担当委員に質問があり、担当委員から倒壊するような状況ではなく、また早急に撤去を要する状況でもない旨の報告を受けたのち、指定解除の案件として、調査・検討することが了承された。

## (3) 継続審議事項

### ア 諮問事項（平成 29 年度諮問）

昨年度からの継続審議となっている第 3 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・昨年度諮問をしたのは、古文書の員数・板石塔婆・石造物の 3 点についての取り扱いについてである。第 1 回目の審議会ののち、事務局が問題点を再整理し、それぞれの専門委員からの意見を聴取した結果、諮問した 3 点に限らず、それぞれの分野で名称や種別の不統一があり、それぞれについて検討する必要性が生じ、審議会では継続審議の答申を受けた。
- ・昨年度の審議内容から、過去の指定名称の変更は原則しないこととし、諮問した 3 点以外についても今年度検討を行い、今後の指定名称・種別等の取り扱いの方針としたい。このことについて、委員から様々な意見があった。以下に記す。
- ・「つれたり指定」の標記については特別な場合でなければ常用漢字を使用すべき。
- ・昨年度の審議会で、指定名称に明らかな間違いがある場合は過去の指定についても対象とするとのことであったが、該当事例はどの程度あるのか？

(事務局) いくつか把握している。また指定当時から研究が進み、指定の時代自体が変わった考古資料の名称等も変更とすべきか検討している。

- ・過去の指定を変更する場合の手続きはどうか？

(事務局) 名称等変更について審議会に諮問する。各専門員に調査・検討していただき、答申をいただくようになる。

- ・絵画の分野でも「着色」と「著色」と表記が分かれているものがあり、統一するべき。
- ・考古資料や史跡の名称については、出土地を特定するためにも遺跡名が入ることが重要。
- ・民俗文化財の指定について、有形のものは所有者や所在地の名称が入ればよいが、無形の行事や祭礼の場合、保存団体名ではなく、実行される場所等の名称を入れるべき。
- ・古文書の員数は指定しようとする資料の目録を作成し、点数を記載するべき。

以上のような意見を受け、会長より、事務局で今回の委員からの意見を参考に、問題点をもう一度整理し、必要に応じて、担当分野の審議委員から意見を聴取し、次回第2回の審議会において、指定文化財の名称・種別等の取り扱いについての事務局案を作成し報告するようにとの指示があった。

#### (4) 報告事項

資料3ページから5ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業（補助金交付事業）
- ・指定文化財の普及啓発
- ・市所有文化財の管理
- ・埋蔵文化財の調査・保存
- ・埋蔵文化財の普及啓発

議事録署名委員

重田委員 印

内藤委員 印